

【ボランティア体験月間事業】

2017年度

夏のボランティア体験

募・集・要・項

申込締切日：6月30日（金）

【ご注意】

締切日を過ぎての受付はできません。
早めにお申し込みください。

浅口市社会福祉協議会・浅口市ボランティアセンター
里庄町社会福祉協議会・里庄町ボランティアセンター

1. 目的 ボランティア活動に関心のある方に、浅口管内の社会福祉施設や地域のボランティアグループでの体験を通じて、社会福祉についての理解を深めると同時に、さまざまな出会いのなかから、新しい発見や「ともに生きていく」視点について考える機会を提供いたします。
2. 主催 浅口市社会福祉協議会・里庄町社会福祉協議会
浅口市ボランティアセンター・里庄町ボランティアセンター
3. 期間 平成29年7月～8月
4. 対象 中学生以上のボランティア活動に関心のある方であればどなたでも参加できますが、**事前研修会・活動調整会議と事後研修会に参加できる方**に限ります。
5. 活動内容 施設や地域でのボランティア活動
(高齢者関係、障害児・者関係、児童関係、地域関係、その他の活動)
◇ボランティア活動希望者は、活動先一覧より**必ず第3希望まで選択**すること。
◇希望者が集中する施設・団体では、場合によっては第3希望までの施設で調整することがある。
6. 負担について
◇ボランティア活動保険加入費(350円)※今年度より値上がりしております。
平成29年度のボランティア活動保険に、すでに加入している方は不要です。
※受領後の保険料は**払い戻し出来ません**。ご了承ください。
この保険は平成30年3月末日まで有効です。
◇ボランティア活動(実践活動)に関わる交通費、食費、宿泊費は原則として参加者負担となります。
7. 事前研修会・活動調整会議、事後研修会 **※必ず参加してください**

- | |
|---|
| ①事前研修会・活動調整会議：7月19日(水)
②事後研修会：8月22日(火) |
|---|

◎詳しくは3ページの「事前研修会・活動調整会議並びに事後研修会のご案内」を参照して下さい。

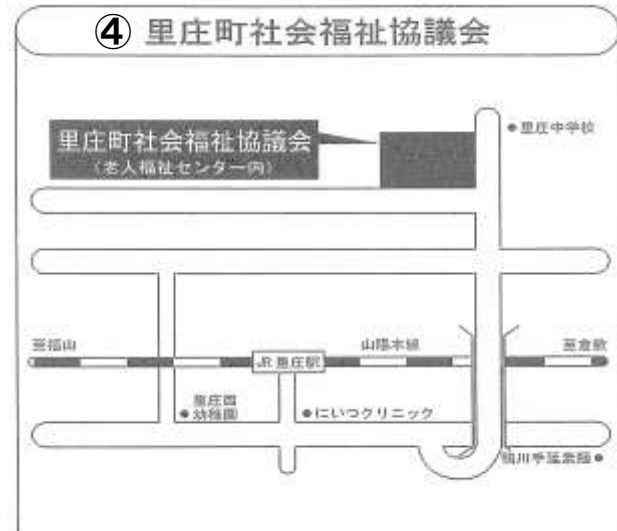
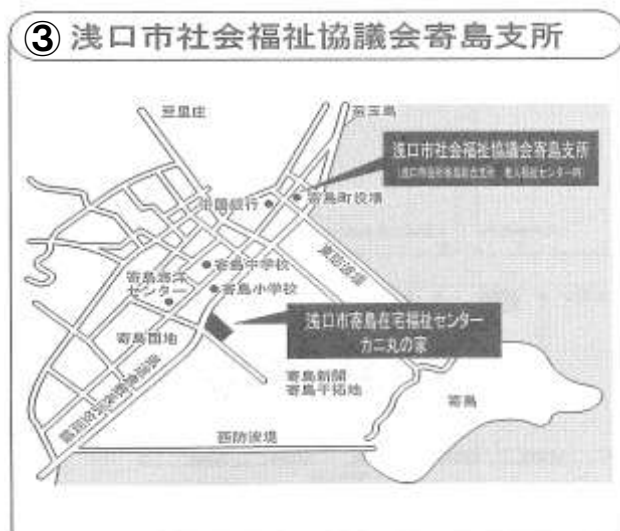
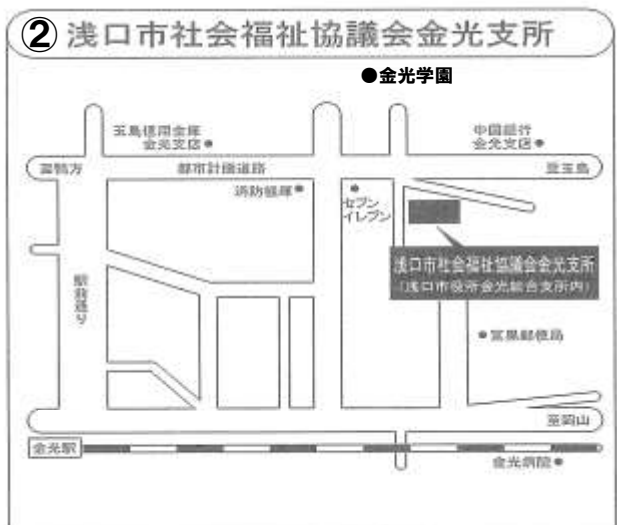
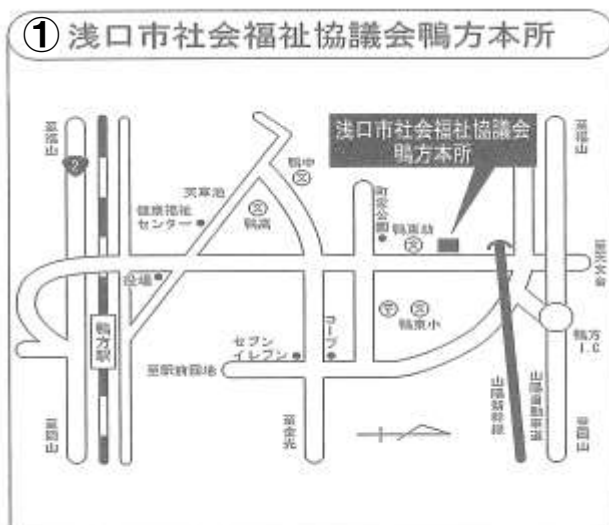
8. 実践活動について
それぞれの活動先において、実際に活動した内容や感想を活動記録として所定の「ボランティアノート」へ記入します。記入後はボランティアノートを活動先の担当者へ提出し、後日学校を通じてお返しします。

9. 参加申込について（応募方法）

別冊の「受入先一覧」より希望活動先を**必ず第3希望まで**選択し、別紙の「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ **6月30日（金）までにボランティア活動保険料（350円）**を添えて、下記の申し込み先へ提出してください。

《 夏のボランティア体験 申込先 》

①浅口市社会福祉協議会 本所	浅口市鴨方町鴨方 73	TEL 0865 - 44 - 7744
②浅口市社会福祉協議会 金光支所	浅口市金光町占見新田 751 浅口市役所金光総合支所内	TEL 0865 - 42 - 7308
③浅口市社会福祉協議会 寄島支所	浅口市寄島町 16010 浅口市役所寄島総合支所内	TEL 0865 - 54 - 3317
④里庄町社会福祉協議会	浅口郡里庄町里見 1107-2 老人福祉センター内	TEL 0865 - 64 - 7218



《事前研修会・活動調整会議並びに事後研修会のご案内》

【事前研修会・活動調整会議】

※注意※ 《事前研修会に参加できない場合は、活動することができません》

★内 容

《事前研修会》 「夏のボランティア体験」実践活動に入る前に、この事業のこれからの流れを知ってもらい、ボランティア活動についての基礎的な知識や実技的なことを学んでいただきます。

《活動調整会議》 参加者個々と実践活動先施設等の受入担当者や社協職員と活動するにあたっての留意事項や活動日、活動内容等について話し合いをし、必要事項を決めて最終確認をします。

★日 程 平成29年7月19日（火）
13：00受付 13：30～15：30

★会 場 浅口市健康福祉センター （浅口市鴨方町鴨方 2244-2）
3F 多目的ホール（シリウス）

【事後研修会】

★内 容 活動を通じての感動や成果、悩みなどの分かち合い。また、今後のボランティア活動への期待や抱負についての話し合い

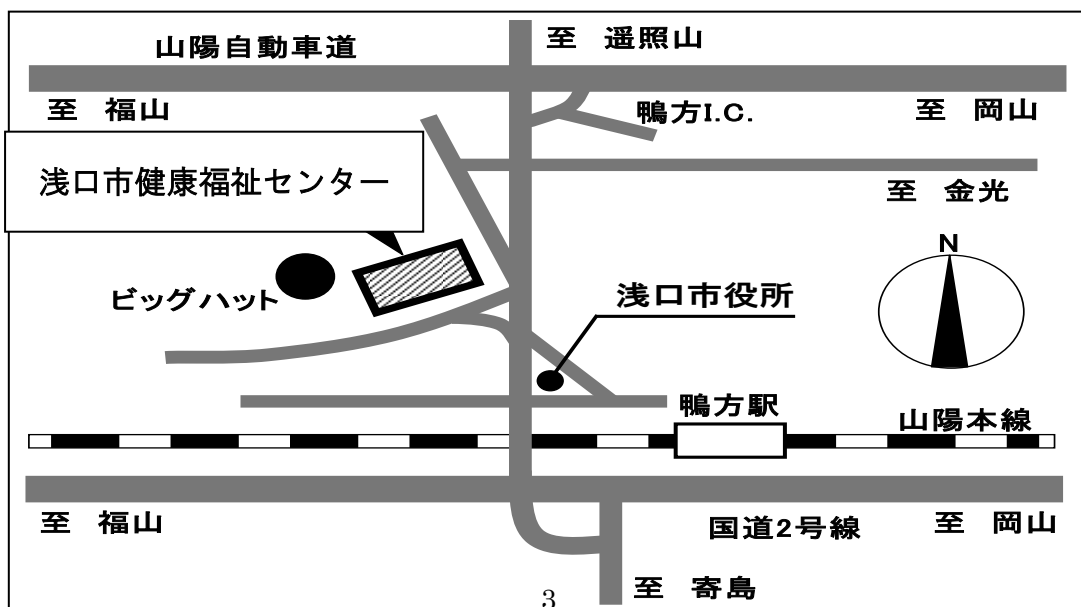
★日 程 平成29年8月22日（火）
13：00受付 13：30～15：00

★会 場 浅口市健康福祉センター （浅口市鴨方町鴨方 2244-2）
3F 多目的ホール（シリウス）

※事前研修会・事後研修会は必ず参加してください。

※原則として事前研修会・事後研修会の通知はしません。所定の会場へお越し下さい。

《事前研修会場 案内図》



2017年度 夏のボランティア体験 ～申し込み手順と今後の流れ～

① 参加資料の確認

「2017 夏のボランティア体験」の資料には次の2つのものがあります。

- ① ボランティア活動先一覧
- ② 募集要項（参加申込書を含む）

②活動先を選ぶ

やってみたい活動内容や各自の日程に合わせ、確実に参加できるものを選んでください。活動先一覧は、町別・施設ごとに掲載しています。

③参加申込書の提出

希望する活動先が決まったら、所定の参加申込書に必要事項を記入の上、最寄り(在住)の社会福祉協議会へお申し込みください。

☆**申込み受付の締め切りは、6月30日(金)必着**とし、申込書の提出とボランティア保険料(350円)の受領をもって受付といたします。

☆定員を超えた場合は、参加申込みをいただいても後日お断りする場合があります

☆お断りする場合のみ本人あてにその旨ご連絡致します。

☆その場合、**第3希望の活動先で調整することがありますので、必ず第3希望まで記入**してください。

④事前研修会・調整会議

浅口市健康福祉センターで実施いたします。(地図:募集要項P3)参加者は「事前研修会・活動調整会議」に必ず参加してください。

☆**参加できない場合は、活動することができません。**

⑤ボランティアの実践活動

それぞれの活動先で実践活動に入ります。参加者は「ボランティアノート」を活動日ごとに記入し、活用して下さい。

*ボランティアノートは、事前研修会の時にお渡しします。

⑥事後研修会への参加

浅口市健康福祉センターで実施いたします。

◎活動は継続可能

この経験を生かし、今後もボランティア活動を続けたい方は活動先の担当者か最寄りの社会福祉協議会へご相談下さい。

～2017 夏のボランティア体験事業に参加するにあたって～

☆☆☆ 次の事項は必ず守ってください ☆☆☆

1. 活動調整会議や関係者との面接を通して、決まったことは必ず守りましょう。活動中に、皆さんに無理のない範囲で決まったこと以外の活動をお願いすることがありますが、その時には快く取り組んでください。
2. もし、何らかの理由で変更がある場合は、必ず活動先や社会福祉協議会に自分で連絡をしてください。
3. 活動日が決まったら、活動日の前日に、活動先へ確認の電話を自分で入れましょう。
4. 活動先や社会福祉協議会から、参加者へ連絡をする場合がありますので、本人が留守でも、家族の方々が電話に出て分かるように説明をしておいてください。※申し込みには保護者の方の同意が必要です。
5. ボランティア活動は、自由な活動ではありますが、責任も伴います。活動には責任をもって取り組みましょう。
6. 万一、活動中の事故等でけがをした場合や活動先の備品を壊してしまった場合などは、すぐに活動先の担当者、もしくは最寄りの社会福祉協議会へ連絡してください。
7. 活動は無理をせず、健康に留意して進めていきましょう。風邪など病気の場合は、無理をしないで必ず連絡をして休みましょう。
8. 活動先の方の許可なく、活動に関係のないことは決してしないでください。（例 利用者やその家族へのアンケートや個人的な頼みごとなど）